

北海道告示第10356号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年3月1日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

北海道庁本庁舎等消防用設備点検業務（スプリンクラー設備他） 一式

(2) 契約の目的の仕様等 委託業務処理要領による。

(3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所

ア 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎

イ 札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会庁舎

ウ 札幌市中央区北1条西16丁目 北海道知事公館

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

なお、資本関係又は人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第4条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(5) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、本契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。

(6) 北海道内に本店を有し、かつ、札幌市内に本店、支店又は営業所を有すること。

(7) 消防法第17条の6に規定する消防設備士（甲1類又は乙1類、甲2類又は乙2類、甲3類又は乙3類、甲4類又は乙4類、甲5類又は乙5類及び乙6類を有する者）をそれぞれ2名以上有しており、かつ、異常発生時等に迅速に対応できる体制を整備していること。

3 資格要件の特例

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の（7）に掲げる従業員数等の資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。
- (2) 中小企業組合等が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の（5）に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の（4）から（7）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期
令和6年3月1日（金）から令和6年3月11日（月）まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで
 - イ 申請の方法
申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先
郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課庁舎管理係
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階
北海道総務部総務課庁舎管理係

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎塔屋共用会議室
(送付による場合は、郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課庁舎管理係)
- (2) 入札日時 令和6年3月19日（火）11時00分
(送付による場合は、同月18日（月）までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 郵便等による入札の可否

認める。

10 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約の締結をできないことにより生じる損害の賠償を請求することはできない。

12 契約書作成の要否

要（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

13 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称

北海道総務部総務課庁舎管理係

イ 所在地

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電話番号

011-204-5019（ダイヤルイン）

(6) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(7) 前金払

前金払はしない。

(8) 概算払

概算払はしない。

(9) 部分払

部分払はしない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(14) その他

この公告のほか、競争入札心得、委託契約に関する留意事項その他関係法令の規定を承知すること。